

第 2 回定例会 会 議 録

会期 自 令和 8 年 6 月 1 1 日

至 令和 8 年 6 月 1 9 日

(9 日間)

第2回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果)	2
	一般質問通告書	3
第1日	(招集、上程、説明、質疑、討論、一部採決、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告	6
	議第31号(専決処分 条例)	9
	議題32号～38号(専決処分 補正予算)	10
	議第39号～42号(条例)	15
	議第43号(事件)	16
	議題44号(補正予算)	17
	議題45号～48号(事件)	17
	陳情第2号～4号	22
第6日	(一般質問)	
	第6番 井出 光 議員	24
	第9番 大西 たま子 議員	26
	第4番 渡邊 亜子 議員	35
	第1番 中嶋 治樹 議員	41
第9日	(質疑、討論、採決、委員長報告、追加議案)	
	議第39号～42号(条例)	45
	議第43号(事件)	47
	議題44号(補正予算)	47
	陳情第2号～4号	51
	(追加議案)	
	議第49号(事件)	54
	議第50号(固定資産評価委員会委員の選任)	55
	議第51号(農業委員会委員の任命)	55
署名		57

令和8年 川上村議会 第2回 定例会議事日程

日 番	程 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1		会議録署名議員の指名 3番議員 4番議員											
第 2		会期の決定（ 6月 11日～ 6月 19日までの 9日間）											
第 3		諸般の報告											
		（1）村長の招集挨拶及び行政報告											
		（2）議長報告											
		（3）一部事務組合報告											
		（4）監査報告											
		（5）令和7年度 川上村繰越明許費繰越計算書報告											
		（6）令和7年度 川上村下水道事業会計予算繰越計算書報告											
第 4		一般質問（別紙通告書のとおり）											
第 5	議第31号	専決処分報告及び承認について （専決第2号 川上村村税条例の一部を改正する条例）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 6	議第32号	専決処分報告及び承認について （専決第3号 令和7年度 川上村一般会計第7回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 7	議第33号	専決処分報告及び承認について （専決第4号 令和7年度 川上村営バス事業特別会計第2回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 8	議第34号	専決処分報告及び承認について （専決第5号 令和7年度 川上村特別住宅特別会計第3回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 9	議第35号	専決処分報告及び承認について （専決第6号 令和7年度 川上村国民健康保険特別会計第4回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 10	議第36号	専決処分報告及び承認について （専決第7号 令和7年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第3回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 11	議第37号	専決処分報告及び承認について （専決第8号 令和7年度 川上村介護保険事業特別会計第3回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 12	議第38号	専決処分報告及び承認について （専決第9号 令和7年度 川上村訪問看護事業特別会計第3回補正予算）	承認	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 13	議第39号	川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 14	議第40号	川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 15	議第41号	川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 16	議第42号	川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 17	議第43号	御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 18	議第44号	令和8年度 川上村一般会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 19	議第45号	令和7年度 道路メンテナンス事業 黒沢橋補修工事請負契約の締結について	可決	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 20	議第46号	令和8年度 川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について	可決	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 21	議第47号	マイクロバス車両の取得について	可決	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 22	議第48号	川上村営バス車両の取得について	可決	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	
第 23	陳情第2号	「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 24	陳情第3号	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 25	陳情第4号	OTC類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

【追加議案】

追加1

日 番	程 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	議第49号	令和7年度 道路メンテナンス事業 横沢橋補修工事変更請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 2	議第50号	川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 3	議第51号	川上村農業委員会委員の任命・同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第 4		委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和 8 年 川 上 村 議 会 第 2 回 定 例 会 一 般 質 問 通 告 書

通告番号		質 問 者	所要時間	答 弁 者
1	1. 通学路の安全対策及び整備について (1) 通学路の安全対策を今後さらに進めるため、国や県の補助制度を活用した整備計画を検討しているのか、村長のお考えをお聞かせください。 (2) 現在、村では通学路の安全点検をどのような体制で実施しているのか。また、学校、PTA、警察、地域住民との連携状況はどうなっているのか。 (3) 児童・生徒や保護者から寄せられている危険個所の改善要望（横断歩道、ガードレール、注意喚起表示の設置等）について、どのように把握し、改善につなげているのか。	第 6 番 井出 光	30 分	村長 教育振興課長
2	1. 身寄りのない高齢者の支援について (1) 村ではキーパーソンのいない一人暮らしの方が増えていくのが予想されます。認知症になった、急に入院になった、また、葬儀など当事者が対応できない事が起きたときの支援について、現在実施している事業と課題について伺います。	第 9 番 大西 たま子	15 分	保健福祉課長
	2. 飲料水の安全について (1) 今年 4 月から水道法により、PFAS の 3 ヶ月ごとの水質検査が義務づけられました。有機フッ素化合物の PFAS 汚染の広がりが深刻になり、特に毒性が強い PFOS、PFOA が水質検査項目に上げられています。川上村の水道水の検査の結果について伺います。		15 分	建設課長
3	1. 防災備蓄食料の管理と有効活用について (1) 防災備蓄食料及び飲料水の管理・更新状況と、過去 5 年間の廃棄実績はどのようになっているか。 (2) 賞味期限が近づいた備蓄食料等の有効活用について、どのように考えているか。	第 4 番 渡邊 亜子	20 分	総務課長
	2. 街路灯・防犯灯の整備について (1) 令和 5 年 1 2 月議会以降の街路灯・防犯灯の整備状況及び補助制度の利用状況について伺う。		20 分	総務課長
4	1. 大深山考古館の解体について (1) 以前伺った大深山考古館の解体の現状はどうなっているのか伺う（アスベストが使用されていたのか？）	第 1 番 中嶋 治樹	15 分	教育振興課長

招 集 年 月 日	令和 8 年 6 月 11 日			
招 集 の 場 所	川 上 村 議 事 堂			
会 期	令和 8 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 6 月 19 日 午前 11 時 02 分まで			
出 席 議 員	1 番	中嶋 治樹	6 番	井出 光
	2 番	川上 真人	7 番	由井 基治
	3 番	古原 和哉	8 番	林 克比古
	4 番	渡邊 亜子	9 番	大西 たま子
	5 番	渡邊 正	10 番	由井 秀樹
欠 席 議 員	2 番議員（ 6 /11 日）			
不 応 招 議 員	なし			
会議録署名議員	3 番 古原 和哉 4 番 渡邊 亜子			
地方自治法第 121 条の規定 により、説明 のため出席し た者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 中嶋 昌哉 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 由井 康奈 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 藤原 英紀		建 設 課 長 加藤 明男 保健福祉課長 由井 英敏 地域包括支援センター長 中島 和代 保 育 所 長 篠原 正和 教育振興課長 長崎 治 統合小学校推進室長 遠藤 亮治 生涯学習課長 原 達也	
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 由井 雅人			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 8 年第 2 回川上村定例会（第 1 日）

令和 8 年 6 月 11 日

（開会 午前 10 時 00 分）

開 会 宣 言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

まずはじめに、2 番議員川上真人君から本定例会を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

本日は 9 名の出席を得ております。

ただいまから、令和 8 年第 2 回定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

3 番 古原和哉君、4 番 渡邊亜子さんを指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、過日、6 月 5 日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 渡邊正君。

○議会運営委員長（渡邊 正君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会から第 2 回定例会の運営につきましてご報告いたします。

6 月 5 日役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日 11 日から 19 日までの 9 日間といたしました。

一般質問は、6 月 16 日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、専決処分の報告及び承認についてが 8 件、条例案が 4 件、辺地総合整備計画の変更、補正予算案が各 1 件、契約案件が 4 件、陳情が 3 件の計 21 件です。

すべての案件について、本日上程し、議案第 31 号から議第 38 号、議第 45 号から議第 48 号につきましては、本日質疑、討論、採決とし、その他の議案については 19 日に質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営に御協力をお願いしまして、報告いたします。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から6月19日までの9日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から6月19日まで9日間と会期を決定いたします。

日程第3 諸般の報告

（1）村長招集挨拶及び行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） おはようございます。一言招集の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多忙のところご参集賜り、厚く御礼申し上げます。令和8年第2回川上村議会定例会の開会にあたり、村政の現況と主な動向について述べさせていただきます。

本村におきましては、梅雨に入り不安定な天候が続いております。先日は季節外れともいえる台風が早い時期に接近しましたが、大きな被害もなく通過いたしました。

気象庁では、新たな防災気象情報の提供が開始されました。河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の四つの災害ごとに、警戒レベル1から5までを明確に併記し、とりわけレベル4に「危険警報」を新設するなど、住民が直感的に危険度を把握できる仕組みへと刷新されたところであります。

また、市町村単位で翌日までの警報発表の見通しを色分けで示す「時系列情報」や、線状降水帯の発生可能性を2～3時間前に知らせる「直前情報」も導入され、早期避難につながる情報提供が強化されました。

村といたしましても、防災行政無線等を活用し、これらの情報を確実に伝達するとともに、併せて、地域の避難行動をより実効性のあるものとするため、避難所運営や要配慮者支援体制の体制強化にも取り組んでまいります。

国におきましては、物価高騰への対応を中心とした令和8年度補正予算が、6月5日の参議院本会議において可決・成立し、一般会計の歳出総額は3兆1千億円規

模となっております。中東情勢の混乱長期化に伴う原油価格やエネルギー価格の高騰対策を主な目的とし、国民生活と産業活動を下支えする施策が盛り込まれております。

本村におきましても、農業資材の高騰が続き、農家の皆様の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、国の支援策を適切に活用しつつ、村としての対応を進めてまいりたいと考えております。

こうした状況を踏まえ、先日、議会の皆様とともに、県議会の依田議長にも同行いただき、県農政部に対し要望活動を実施いたしました。農業生産資材の価格高騰に対する補填対策の拡充、さらには農業農村整備事業の継続的な予算確保について、地域農業の維持・発展に不可欠な事項として強く要望してまいりました。

本村の基幹産業である野菜生産が、将来にわたり安定して継続できるよう、国・県との連携を一層深めてまいります。

併せて、先月から今月にかけて、村内では各種行事が滞りなく実施されました。高登谷高原では植樹祭と山菜まつりが開催され、地域の皆様が集い、自然環境への理解や交流を深める貴重な機会となりました。

また、南佐久郡消防大会におきましては、原分団・大深山分団がそれぞれ優勝、ラッパ隊が2位と大変すばらしい成績を収めていただきました。これは日ごろの訓練の成果であり、地域の安全を支える消防団の存在の大きさを改めて実感したところであります。

また、本村出身の宇宙飛行士・油井亀美也さんが、国際宇宙ステーションでの長期滞在を終え、全国で報告活動を行っておられます。滞在中には、補給機によって届けられた新鮮なフルーツや野菜が大きな励みとなったことなど、宇宙での生活を子供たちにわかりやすく紹介されています。

さらに、国際宇宙ステーションで保管されていたレタスの種を本村に寄贈いただくなど、将来の夢を育む貴重な機会にもつながっております。現在、佐久地域でのミッション報告会開催に向け、関係機関とともに準備を進めているところであり、近日中に宇宙航空研究開発機構から開催可否の連絡をいただく予定となっております。

さて、本定例会では、令和7年度予算 各会計の専決処分の承認が8件、令和8年度一般会計補正予算 総額7百60万円の追加、条例改正、教育・医療に関する陳情審査などについて、御審議をいただくことになっております。慎重かつ建設的な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

私の行政報告につきましては議案集綴りにありますので、御覧いただきたいと思います。以上、招集にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変御苦勞様です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、4月1日付けで異動をしました職員の挨拶を許可します。

由井会計管理者。

○会計管理者（由井康奈君） 4月の人事異動により会計管理者となりました由井康奈でございます。前回まで保健福祉課長としてお世話になりましたが、今後は会計管理者として適正な会計事務の執行に努めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） おはようございます。4月から保健福祉課長として着任しております由井英敏です。川上村診療所事務長、また訪問看護ステーション所長も兼務しております。保健福祉課は係員時代に経験したことがありますが、課長職として初めての部署ということで改めて気を引き締めて頑張っていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中島地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（中島和代さん） おはようございます。地域包括センター長になりました中嶋和代です。誠実で丁寧な仕事をしながら、保健福祉の行政が進みますよう邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

（2）議長行政報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長報告を申し上げます。

議長報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、御覧をいただきたいと思います。

（3）一部事務組合報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ＝佐久広域連合議会報告＝

(4) 監査報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員、林公上君。

○監査委員（林 公上君） =監査報告=

(5) 繰越計算書報告

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和7年度川上村繰越明許費繰越計算書報告を求めます。
高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =川上村繰越明許費繰越計算書報告=

○議長（由井秀樹君） 途中ですが、ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

(10:24)

(休 憩)

(10:25)

休憩を閉じ会議を続けます。

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和7年度川上村下水道事業会計予算繰越計算書報告を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） =令和7年度川上村下水道事業会計予算繰越計算書報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長（由井秀樹君） 質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第4 一般質問につきましては6月16日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いいたします。

日程第5 議第31号 専決処分の報告及び承認について（専決第2号 川上村村税条例の一部を改正する条例）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第31号 専決処分の報告及び承認について（専決第2号 川上村村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君）＝議第 31 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 31 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 2 号 川上村村税条例の一部を改正する条例）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議第 32 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 3 号 令和 7 年度川上村一般会計第 7 回補正予算）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 6 議第 32 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 3 号 令和 7 年度川上村一般会計第 7 回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君）＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。原むらづくり推進課長

○むらづくり推進課長（原 岳司君）＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君） ここで 11 時 10 分まで休憩します。

（10：54）

（休 憩）

（11：10）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6 議第 32 号の説明を続けます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君）＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君）＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）　＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　続いて説明を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君）　＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　続いて説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎　治君）　＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　続いて説明を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原　達也君）　＝議第 32 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 32 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 3 号　令和 7 年度川上村一般会計第 7 回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 7　議第 33 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 4 号　令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 2 回補正予算）

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 7　議第 33 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 4 号　令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 2 回補正予算）を議題いたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君）　＝議第 33 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 33 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 4 号　令和 7 年度川上村営バス事業特別会計第 2 回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方

の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 議第 34 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 5 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 3 回補正予算）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 8 議第 34 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 5 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 3 回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 34 号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 34 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 5 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計第 3 回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで 13 : 15 分まで休憩いたします。

(12 : 00)

(休 憩)

(13 : 15)

日程第 9 議第 35 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 6 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 4 回補正予算）

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 9 議第 35 号 専決処分の報告及び承認について（専決第 6 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 4 回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君）　＝議第 35 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 35 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 6 号　令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計第 4 回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 10　議第 36 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 7 号　令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 3 回補正予算）

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 10　議第 36 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 7 号　令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 3 回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君）　＝議第 36 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 36 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 7 号　令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 3 回補正予算）について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 11　議第 37 号　専決処分の報告及び承認について（専決第 8 号　令和 7 年度川上

村介護保険事業特別会計第3回補正予算)

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第11 議第37号 専決処分の報告及び承認について（専決第8号 令和7年度川上村介護保険事業特別会計第3回補正予算）を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） =議第37号説明=

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。 7番由井基治君。

○7番（由井基治君） 介護保険事業ですが、減額になった理由は介護者が減ったのか、それとも、その辺をどう考えているのか、聞きたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） 今のところ細かい分析はまだ出来ておりませんが、そもそも介護認定者数が前年に比べて減ってきているというところが前提としてあるので、分母が小さくなってきているので、そういうところが影響しているというふうに考えております。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） ということは今年8年度も同じ推移になるのか、どう考えているのかお答えください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） 傾向とすれば、そういったところがありますので、さらに細かい分析をする必要があると思っていますけれども、今年度予算ベースでいうと補正で、元々当初ではかなり余裕をもって予算を確保しているところがありますので、今回は時勢に合わせてマイナスしておりますけれども、決算の段階で前年度と数値を比較して分析をしていきたいと思っておりますけれども、今のところはそこまで分析できておりませんので、これからやっていきたいと思っております。

○議長（由井秀樹君） 由井基治君。

○7番（由井基治君） 分かりました。できれば早めにその辺の事情を精査してもらいたいと思います。

また子供が5人しか生まれないので、ある程度その辺を考えながら事業を進めてもらいたいと思います。以上。

○議長（由井秀樹君） 以上で7番議員由井基治君の質疑を終結とします。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 37 号 専決処分の報告及び承認について(専決第 8 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計第 3 回補正予算)について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 12 議第 38 号 専決処分の報告及び承認について(専決第 9 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 3 回補正予算)

○議長(由井秀樹君) 続いて、日程第 12 議第 38 号 専決処分の報告及び承認について(専決第 9 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 3 回補正予算)を議題といたします。

説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長(由井英敏君) =議第 38 号説明=

○議長(由井秀樹君) 質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 38 号 専決処分の報告及び承認について(専決第 9 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計第 3 回補正予算)について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 13 議第 39 号 川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長(由井秀樹君) 続いて、日程第 13 議第 39 号 川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君）　＝議第 39 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 19 日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いします。

日程第 14　議第 40 号　川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君）　続いて日程第 14　議第 40 号　川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤　光君）　＝議第 40 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 19 日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いします。

ここで 14 時 25 分まで休憩いたします。

（14：13）

（休　　憩）

（14：25）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 15　議第 41 号　川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 16　議第 42 号　川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 15　議第 41 号　川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第 16　議第 42 号　川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して議題といたします。

説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君）　＝議第 41 号・42 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 19 日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いします。

日程第 17　議第 43 号　御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第 17 議第 43 号 御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第 43 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 19 日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いします。

日程第 18 議第 44 号 令和 8 年度川上村一般会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 18 議第 44 号 令和 8 年度川上村一般会計第 2 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続いて説明を求めます。篠原保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 説明を続けます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて説明を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） =議第 44 号説明=

○議長（由井秀樹君） 以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、6 月 19 日に予定しておりますので、そのように御承知をお願いします。

日程第 19 議第 45 号 令和 7 年度道路メンテナンス事業黒沢橋補修工事請負契約の締結について

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 19 議第 45 号 令和 7 年度道路メンテナンス事

業黒沢橋補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君）＝議第 45 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 45 号 令和 7 年度道路メンテナンス事業黒沢橋補修工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 20 議第 46 号 令和 8 年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事
請負契約の締結について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 20 議第 46 号 令和 8 年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君）＝議第 46 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。3 番古原議員。

○3 番（古原和哉君） この金額は昨年度からどのくらい値上がりしているのか、教えてほしいのですが。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 昨年度は 23 箇所、1 億 9,250 万円、今年度は 18 箇所、1 億 9,470 万円ということで、220 万円上がっております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 古原和哉君。

○3 番（古原和哉君） 入札を辞退したと伺いましたが、辞退した理由は分かりますか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 川上村が使っている機器と取り扱っている業者の機器が合わない、違う機器ということであります。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で 3 番議員古原和哉君の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。7 番由井基治君。

○7番（由井基治君）　たくさんの村民の方から聞かれることがありまして、防災無線の工事をする時に元請けの会社と、下請けの会社かどこか分かりませんが川上村の業者さんが1社入ってくるみたいです。その人がなにかあると思いますが、村の中にたくさんの電気屋さんもあるし、その点の契約の根拠があるのか、その辺をどう説明していいか私も分かりませんが、村はどう捉えているのかお答えください。

○議長（由井秀樹君）　原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原　岳司君）　村は、下請けの業者の方は全然関与しておりません。

○議長（由井秀樹君）　由井基治君。

○7番（由井基治君）　分かりました。

○議長（由井秀樹君）　以上で7番由井基治君の質疑を終結いたします。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第46号　令和8年度川上村デジタル防災行政無線（同報系）設備更新工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第21　議第47号　マイクロバス車両の取得について

○議長（由井秀樹君）　続いて日程第21　議第47号　マイクロバス車両の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎　治君）　＝議第47号説明＝

○議長（由井秀樹君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。1番中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君）　バスの車両購入、また、部活にだいぶ使われると思うのですけれども、先々月新潟でレンタカーの事故があったわけで、これはたぶん保護者が運転したりすると思うのですけれども、万が一の時の安全対策、そういうのを貸し出すことも考えていかなければいけないと思うのですけれども、その辺はどう考えているのか、聞かせてください。

○議長（由井秀樹君）　答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 直近で事故が起こったということで、高校でも中学校でも県の方でも動いておりまして、特に学校で遠征にでかける場合はいろいろな規制でもないですが、県の方の指導も入ってくると思っておりますので、教育委員会としてもそれに準じたような方法を取って、注意を促していくことが必要になるかと思います。

特に心配されるのは、川上村ですので夏場に保護者が運転していくというようなことになれば、かなり危険を伴うと思いますので、期間的なことも検討していくことも、川上村の特徴として考えていくということで、貸出については少しいろいろな確認事項を含めて貸し出すということをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1 番（中嶋治樹君） 分かりました。それと部活動等の怪我に関しては学校は保険等入っていると思いますけれども、交通事故等が起きた時もしっかり保険の出るような対応もした方がいいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で1 番中嶋治樹君の質疑を終結いたします。

他に質疑ございませんか。4 番渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） 平成22 年のバス、12 万キロの、その行き先というか、どういうふうに処分したのか。分からないのですが、バスを自治体で取得するというのは定価のままで、まけるとは言わないのでしょうか。分からないので教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 現行の車両につきましては、まだ下取りに出すとかではなくて、後利用は、下取りというか払い下げというか、そういったことで使う場合と、保護者に訊くと2 台あってもいいじゃないかという話もあるので、しばらく2 台でいくとか、公社の方で利用したいという話もありますので、来るまでに話を詰めてしっかりしたいと思っております。

値引きに関してですけれども、見積り段階である程度値引きしてもらっております。それに基づいて、さらに村の方で予定額を決めておりますので、予定額を下回らないと契約にならないというか、見積りを繰り返していくというような手続きをとりますので、値引きがないというわけではありませんので、実際予定額に対してあまり多くないのですけれども、98%くらいの比率で下がっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） わかりました。まだ使えるバスでしたら、公社でも必要として
いると思うので、臨機応変にできるようなかたちにしておいていただけるといいか
と思います。値引きの件は分かりました。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番渡邊亜子議員の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第47号 マイクロバス車両の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第22 議第48号 川上村営バス車両の取得について

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第22 議第48号 川上村営バス車両の取得について
を議題といたします。

説明を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） ＝議第48号説明＝

○議長（由井秀樹君） 質疑に入ります。質疑ございませんか。 1番中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 先ほどのマイクロバスの件とかぶるかもしれませんが、2
月か3月に購入した古いバスはどうしたんでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 前回の取得の際は、バスは予備ということで、今のところ予
備車ということで残してあります。今回についても5回出ているということで1台
は予備車で残しておくということですが、去年のは出すとか、とにかく1台は残し
ておくと考えております。ちなみにそれを下取りに出したらいくらとか出したので
すけれども、およそ数十万円の見積り、下取り価格だったので今回の分もどうする
かということは、これから決めていきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 前回聞いた時、副村長が課長の時だったと思いますけれども、下
取りを出す方法以外にも公官庁オークションなどもあるので、できるだけ高く売却
できる方法を考えてくださいと言ったと思うけれども、その辺も考えてもらって、

下取りに出してもらいたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。藤原産業課長。

○産業課長（藤原英紀君） 1 番議員のおっしゃるとおり下取りの方法については十分に協議して、できるだけ価値のある、提示していただいた方法で処分するなりたいと思っていますので、またその辺はご説明させていただきます。

○議長（由井秀樹君） 以上で 1 番議員中嶋治樹君の質疑を終結します。

他に質疑はございませんか。

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 48 号 川上村営バス車両の取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 23 陳情第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 23 陳情第 2 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

日程第 24 陳情第 3 号 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 24 陳情第 3 号 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を総務経済委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を総務経済委員会に付託します。

日程第 25 陳情第 4 号 O T C 類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 25 陳情第 4 号 O T C 類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

散 会

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。なお、この後 16 時 00 分から統合小学校建設懇談会を開催しますので、委員会室へお集りください。

本日は、これを以って散会といたします。

御苦労様でした。

（散会 15：47）

令和 8 年第 2 回川上村定例会（一般質問）

令和 8 年 6 月 16 日

（午前 10 時 00 分）

日程第 4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 定刻になりました。

本日は、全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第 4 一般質問を予定しています。

日程第 4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号 1 6 番議員 井出光君。

○6 番（井出 光君） おはようございます。通学路について質問します。

子供たちが毎日利用する通学路は安心して学校に通うための大切な生活道路です。通学路の安全確保は自治体にとって重要な課題となっています。本村においても児童生徒が毎日安心して登下校できる環境づくりは保護者や地域住民にとって大きな関心ごとであり、特に村内は歩道がない区間、冬季の凍結や積雪によって危険が増す箇所も見受けられます。

また通学時間帯には通勤車両や農業関係車両の往復もあり、安全対策の強化が求められています。

そこで以下について質問します。通学路の安全対策及び整備について

- (1) 通学路の安全対策を今後さらに進めるために、国県の補助金を活用した整備計画を検討しているのかどうか、村長の考えをお聞かせください。
- (2) 現在村では、通学路の安全点検をどのような体制で実施しているのか。また学校、PTA、警察、住民地域との連携状況はどうなっているのか。
- (3) 児童・生徒、保護者から寄せられる危険個所の改善要望について、横断歩道、ガードレール注意喚起表示等の設置について、どの様に把握し改善につなげているか。以上お伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） おはようございます。6 番議員さんの御質問にお答えします。

通学路の安全対策整備について 1 点目の質問にお答えをいたします。

通学路につきましては、令和 3 年に千葉県八街（やちまた）市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5 名が死傷するという痛ましい交通事故が発生しております。

この事故を受けて、国は通学路緊急対策の補助制度を創設し、全国規模で通学路の緊急安全点検を実施し、それに基づき、道路管理者の交通安全対策が図られるようになってきております。

また、社会資本整備総合交付金と共に、防災・安全交付金などに重点配分されるなどの制度も整ってきており、国・県も安全対策の推進を図っています。

村といたしましても、地区要望をはじめ、交通安全協会、教育委員会、あるいは住民の方からの要望を念頭に、通学路に限らず、歩行者の安全対策を図っていく必要があるものと、日頃より考えているところでございます。

直近の総合的な整備計画をもっているものではありませんが、多方面から寄せられる要望に対応し、村道であれば、修繕、あるいは改善をするべく対応を行い、県道であれば県に要望を上げるなどの対策をとっているところです。ただし、横断歩道など村に権限がない場合もあり、大変歯がゆい思いをすることもあり、難しさも感じているところです。

今後も、小学校の統一による通学路の変化や、川上大橋や千曲川左岸道路の開通による集落内の交通事情の変化などもありますので、状況を見極め、要望もいただきながら、関係する機関へ協力を要請し、早期改善に努め、通学路を含め歩行者の安全対策に努めていきます。

その上で必要であれば、国や県の補助制度も念頭に置き、整備計画を検討していきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） おはようございます。よろしくお願ひします。私からは、2点目、3点目の質問についてお答えします。

まず、2点目の安全点検の体制や連携状況についてです。教育委員会でも、以前から県の担当機関と連携をとり安全点検を行ってきております。

平成27年には、通学路安全プログラムを作成し、佐久警察署、佐久建設事務所、村建設課、社会福祉協議会、交通安全協会、小中学校、各校PTA、教育委員会による通学路安全推進会議を設置し、以後、定期的、概ね2年に1回ほどであります、通学路の合同点検を行っています。

これは、学校などから上がってきた、危険箇所について、合同で現地確認を行い、改善策について検討を行っています。そこで、関係機関に協力を要請し、改善につなげています。この結果は、県への報告がなされ、改善の進捗状況も公開されるようになっています。

次に３点目の危険個所の改善要望の把握と改善についてです。

通学路の確認という点ですが、学校では、地区担当教員が決められており、集団下校の際には、付き添いをして、通学路を確認してもらうなど、普段から注意をお願いしています。異常があれば、学校から我々教育委員会へ連絡があり、現地を確認して、必要に応じて、管理関係機関へ改善を要望しております。

また、児童生徒や、保護者からの要望についても学校へ伝えられることが多く、学校から教育委員会へ連絡があります。また、管理関係機関からの注意情報が教育委員会にも入る場合もありますので、それを学校へ繋げ、注意喚起をお願いしていただいています。

このように、いただいた情報の把握を行い、管理者へ要望することや、先ほどの通学路安全プログラムにより把握と改善につなげている状況となっています。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。井出光君。

○６番（井出 光君） 村長にお願いです。これからも補助金等を使って県道、通学路の修理点検をお願いします。いまトラクターも大型化、20トン超の大型のトラックがガンガンスピードを出して走っています。子供たちも避ける場所がなくて通っている状態がありますので、できるだけ点線を増やすとか、できれば避け違いのできる安全な避難帯みたいなものを増やしていただいて、これからも学校の通学に安心していけるようにお願いします。

また、小学校が統合され、バス通学になってもバス停に行くまでは危険がまだあります。

それから学校が終わった後、友達の家遊びに行ったりするのもそこを通りますし、近隣住民の生活道路になりますので、これからも点検・対策をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で６番議員井出光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

通告番号２ ９番議員 大西たま子さん。

○９番（大西たま子さん） ９番議員 大西たま子です。質問を始める前に、今年度村政始まって以来、初めての女性管理者が誕生しました。このことに対し、大変喜ばしい思いでいます。中島和代さんのこれまでの職務の積み重ねで、保健福祉事業が充実し、前進してきたことに敬意を表します。これからもますます活躍していただけるよう応援していきたいと思っています。

それでは発言通告に基づいて2項目について質問いたします。

1項目目は、身近に身寄りのいない高齢者への支援についてです。

村ではキーパーソンのいない一人暮らしの方がこれからも増加して行くと思われます。急な入院、また施設入所、認知症になり金銭の管理ができなくなったなど本人では対応できないことが起きて、暮らしに困難が生じるとき、村ではどのような支援策を講じているのか、現状と課題について伺います。

2項目目の水道水の安全について質問しますが、質問に先立って、本日の信毎によると、松本市で今年の1月に消火剤が誤って放出され、水で洗い流したことで女鳥羽川へ消火剤が流出し、被害が拡大したとのことでした。

消火剤による汚染は沖縄、横田、富士演習場など基地周辺から高い濃度で検出されていることが知られています。このことから消火剤のPFAS（ピー・フラス）が含まれていることを周知する必要性を感じます。取り扱い関係団体には村でも注意喚起をお願いしたいと思います。

それでは本題に入ります。今年4月から水道法が改正され、水質基準のPFASの中でも特に毒性が高いPFOS（ピー・フォス）・PFOA（ピー・フォア）は3ヶ月に一度以上の検査が義務付けられました。PFASは有機フッ素化合物で、私たちの生活の中で多くの物に使われていますが、問題となっているのは主に半導体工場から排出され、河川に流れ込み、水道水などが汚染されることです。汚染された水道水を飲むことで、がんの発症など健康への影響が指摘されています。

そこで川上村の水道水についてPFAS等の検査値の結果について伺います。以上で1回目の質問は終わります。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） おはようございます。それでは大西議員の1項目目、身寄りのない高齢者の支援についての質問にお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、一人暮らし高齢者ですけれども、川上村の65歳以上一人暮らし高齢者は、令和7年度時点で170人となっております。10年前平成27年度は173人という数値でしたので、数字の変化は今のところはそれほど大きくはないという状況ではあります。

現在、本村では年齢が80歳以上程度となる高齢者を対象に、特に福祉サービスの利用だとか保健師などに関わりのない人、つまり生活の様子を把握できていないような方を中心に、順次「高齢者実態調査」を実施しております。

村の保健師や社会福祉協議会のケアマネージャーなどが対象者の自宅を訪問して聞

き取りを行なっていますが、御本人の居住環境だとか生活の様子、病歴や困りごと、また家族構成や緊急連絡先、地域とのつながり、あるいは力になってくれる人の存在などについての状況を把握するようにしております。

そういった調査や日頃の保健師の訪問、民生委員の皆さんからの情報提供などを基にすると、村内にキーパーソンがいないというそういった一人暮らしの高齢者は、現在 99 人いらっしゃるという把握しております。その多くは村の外にはキーパーソンがいるという人ばかりなのですけれども、村外にもキーパーソンがいない、全く身寄りがないという方は、現時点ではそれほど多くはなく、数名程度いらっしゃるというふうに認識しております。

川上村は、都会と比べると人と人とのつながりや助け合いの精神が比較的強い方であると思いますが、全国と同じように、川上村においても一人暮らし高齢者の増加や家族関係の希薄化などにより、支援が必要になるという方はこの先増加していくであろうと予想できます。

身寄りのない高齢者、一人暮らし高齢者等の主な課題としては、入院や施設入所時の身元保証人がいないだとか、手術同意や緊急連絡先の確保が難しい、葬儀や納骨、あるいは家財処分などお亡くなりになられた後の事務などが挙げられますし、地域のつながりというのが希薄になってしまうと、生活課題が表面化しにくくなって、孤立や孤独の深刻化につながることも課題になってくると思います。

全国では身寄りのない方の各手続きに対する支援が行き届かず、自治体の職員らが業務外で対応するという例も少なくないと言われていたと思いますが、本村においても、過去には職員が緊急搬送への同行だとか、葬儀火葬の対応をするといったケースもありました。

こういった課題というのは本村に限ったことではありませんので、国においても、現在社会福祉法の改正が進められたというところでありまして、身寄りのない高齢者支援の強化については、改正の重要なポイントと位置付けられています。

川上村の一人暮らし高齢者等への支援に係る事業には、例えば自宅への緊急通報装置の設置であるとか、緊急連絡先情報キットの配布、これは緊急連絡先の情報をカプセルに入れて冷蔵庫等で保管するといったものですが、そういったサービスだとか配食サービス、日常生活上の援助を行う「軽度生活支援事業」、自宅と村内を送迎する「外出支援サービス事業」、又は村外の医療機関への送迎サービスなどがありますが、今後もそういった既存のサービスを組み合わせながら、社会福祉協議会、民生委員会、医療機関や介護福祉関係機関、そして地域の住民の皆さんと連携して、包括的

な支援体制を強化していくということが重要であると考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 確かに村では人とのつながりが強く、親戚とかあるいは知り合いがたくさんいるということは、いろんなところで助け合っているなっていうことは聞いております。

しかし、だんだん移住者が増えたりとか、あるいは別荘地に人が住みだして、通年居住している方たちのことについても、これから多分先ほどお答えがありましたけれども、実態調査の中にそういう方も含まれていくと思いますので、手厚い支援をこれからもよろしくお願いしたいと思います。

それで再質問ですけれども、厚生労働省は身寄りのない高齢者の支援について、社会福祉法などの一括改正案を国会へ提出し、来年度に改正を目指すとしています。

背景には25年後、生活様式の変化により親族関係が希薄となって、三親等以内の親族がいない65歳以上の高齢者が、現在の298万7,000人から448万人と、9人に1人が身寄りのない高齢者になるということです。

現在、介護施設への入所や病院への入院、葬儀の担い手がいらない、遺骨の引き取り手がいらないなどから、民間の支援サービスの需要が高まっている中で、金銭や契約内容でのトラブルが発生していると聞いています。

このようなことから身寄りのない人に対する新たな制度は大変必要なことだと思います。しかしこれまで国は高齢者福祉の介護保険や訪問看護、高齢者の医療費をどんどん削除しているのを見てみると、新たな制度は、国は掛け声だけで自治体や社会福祉協議会へ丸投げされるのではないかと不安に思っています。

来年の法改正に向けて、この法案に対し村はどのような事業を進めていくのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） ただいまの質問に対しお答えします。今回の国の社会福祉法の一部改正には、身寄りのない高齢者支援の強化というものが入っています。

それは金銭管理や入院、入所の手続き、葬儀や納骨といった死後の事務、亡くなった後の手続きの支援などが盛り込まれております。

もともと今あるサービスの中に、全国の社会福祉協議会で実施しているのですけれども、「日常生活自立支援事業」というものが既にあります。これは認知症など判断能力に不安があるという方を対象にしている、福祉サービスの利用手続きだと

か金銭の管理などの日常生活の支援を、一定の料金をいただいて実施していくというものであります。

今回の法律では、身寄りのない高齢者というところもこの事業の対象に加えて、生活支援、入院、入所の手続きに加えて、死後事務をこの事業の中に位置づけるというような制度改正になっているというふうに認識しております。

川上村社会福祉協議会でも、この事業は実施されているところですが、国が想定する死後の事務というようなものは、社協でも当然実施した経験もないわけですし、法律が改正されたからといって簡単に対応できるというものではないというふうには考えております。

制度の組み立てとしては社協が新たなサービスを担うという構造になります。そう頻度のあるものではないと思いますので、村としましても高齢者の実態を把握しつつ、ニーズを分析しながら、社会福祉協議会でも必要な体制が整えられるように連携して、必要な支援を実施していけたらと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） よく分かりました。これからどんどん身寄りのない人が増えていく中で、やはりこういう支援は村として身近なところでこういうふうに進めていくことは、今もやっていることに對してさらにそれを社協が担ってやっていくということに對してすごく心強いなと思っています。

それで再質問させていただきます。今年の2月に保健福祉課で終活をテーマにした講座が実施されました。これは時宜にかなった講座だったと思います。親戚子供がいても、一人暮らしの人は身近なところに日常のこと、身の回りのこと、気になったことを話す人がいないと、思いがだんだん募り心細く思うことと思います。

健康管理や入院、施設入所、財産管理などになると、判断がどうしていいかわかって先々重い気持ちになるのではないかと思います。

そして、誰かの手助けが必要になる前に連絡先などを記録しておくことが大事なのではないかなと思います。

先ほど、村ではカプセルに連絡先を入れて安全な場所として冷蔵庫に保管していると聞きましたが、そういうことと合わせて、身寄りのない高齢者への支援策として終活ノートのような取り組みを進めていただけたらどうかと提案します。

実際にこの終活ノートを活用した人に話を聞くと、自分の身の回りのことも含め財産や葬式の希望も書いて安心できたと言っていました。それでそういう安心感が

生きていくことに積極的になれたとの話も聞きました。

村の支援策として、こういう取り組みを提案したいと思いますが、村の考えを伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） ただいま議員の方から終活ノートというお話がありましたけれども、終活ノートあるいはエンディングノートと言われているものだと思います。

昨年度、今お話のありましたように、保健福祉課では「分かりやすい終活」というように題して、村民を対象に司法書士による講演会を開催しました。

そこでもエンディングノートについての話も出ておりまして、この時は参加者も割と少ない状況だったのですが、まだまだ皆さんが自分たちの中で終活の想定というものができてないのかもしれないし、必要に迫られるまではそれぞれの意識がなかなか高まらないというのが実際のところなのではないかなと思います。

終活ノートは、それを書くという行為を通して、自分の現在の状況を見つめ直す機会にもなると思います。身寄りのない高齢者に限らず、すべての皆さんにとって意義のあるものであると思いますけれども、これを書くことも大切なんですけれども、書くことだけで、課題、心配事が解決されるというわけではありませんので、先ほど申し上げたような課題というのは残るものもあると思います。

いろんな事業、サービスを組み合わせて対応していくことが重要だと考えています。どのような事業ができるのかについては、村の実態を調査しながら、しっかりと検討していきたいと思います。

この終活ノートについては、すでに市販のものも何種類も出ているようですので、研究して行きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 是非安心して暮らせるように、そういう活動も取り入れていただきたいと思います。

それで先ほどお答えにあった実態調査をする中でも、そういう書き方の援助などを進めていただけたらと希望いたします。

それではまとめに入ります。現在の第7次計画では、身寄りのない人への支援として、村に合った新たなサービスの検討と相談体制を整えるなどの支援の仕組みがこの7年度計画には挙げられています。

高齢者の多くの方は、この住み慣れた川上で地域の人と関わりながら村で暮らし

ていきたいとおっしゃっています。こうした希望を叶え、誰もが安心して住み続けられる村であるように願い、この計画を確実に進めていっていただきたいと思います。以上でこの質問は終わりにして、次の質問に入ります。

○議長（由井秀樹君） 大西議員の1項目目の身寄りのない高齢者の支援についての一般質問を終結いたします。

2項目目、飲料水の安全についての答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 9番大西議員御質問の村営水道におけるPFOSとPFOAの水質検査結果についてお答えいたします。

PFOS（ペルフルオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオクタン酸）は工業的に作られる有機フッ素化合物PFASの一種になり、PFOSは、金属メッキ処理剤や石油コンビナート、空港などの施設での消化装置で使用される泡消火剤などに、PFOAはフライパンなどのフッ素樹脂加工や界面活性剤、繊維加工などに、またアウトドアウェア、レインコート、食品包装紙、紙皿など2000年代初め頃まで幅広い用途で使用されておりました。

PFOS、PFOAは自然環境中で分解されにくく、残留性、蓄積性、長期毒性の疑いなどから、2009年以降国際的に規制が進み、多くの国で製造、輸入などが禁止されており、日本においても法に基づき製造、輸入などを原則禁止しております。

工場からの排水や不適切な廃棄を通じて河川や土壌、地下水へと流出し、飲料水や農業用水を通じて人や動物に取り込まれることで、体内蓄積や健康影響のリスクが生じるとされております。

環境省によりますとPFOS、PFOAのどの程度の量が体に入ると影響が出るのかについて確定的な知見はなく、国内においてもPFOS、PFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておられません。

しかしながら、国際的にも、また環境省においても最新の科学的知見に基づき、専門家による検討が進められております。

このようなことから令和8年4月1日よりPFOS、PFOAを新たに水道水の水質基準項目に追加し、水道事業者に対しPFOS、PFOAに関する水質検査の実施及び基準値を遵守する義務が課されました。

水質基準は水1L中のPFOS、PFOAの合計量が50ng以下とされております。1ngは100億分の1gグラムという極めて微量な単位であり、50ng/Lは、長さ25m幅12m深さ1mの一般的な学校のプールに塩の粒を十数個程度溶かした濃度に相当します。

安全性としましては、体重 50 kg の人が PFOS、PFOA の合計量 50 ng/L を含む水を、毎日 2 L、生涯にわたり飲み続けても健康に悪影響が出ないと算定された安全基準になっており、極めて厳しい基準となっております。

PFOS、PFOA は 3 ヶ月に 1 回以上の水質検査が義務づけられておりますが、過去の水質検査により 1 年に 1 回以上 3 年に 1 回以上と検査を省略することができるようになっております。

本村につきましては、令和 6 年度と令和 7 年度に 5 箇所の水源から供給される水道水の検査を実施しており、PFOS、PFOA は不検出で、安全性に問題がないことを確認しております。

今年度は水質検査基準に基づき、5 箇所の給水栓において、それぞれ 1 回の検査を予定しております。

また、給水栓における水質検査は 52 項目が義務付けられており、そのうち 22 項目については検査結果に関わらず省略のできない項目となっております。残りの 30 項目につきましては、過去の検査結果により、1 年に 1 回以上、3 年に 1 回以上と省略することができるようになっております。

PFOS、PFOA に限らず、佐久水質検査協議会など関係機関と協議、連携し、過去の水質検査結果から水道法に基づき、原水及び浄水の水質検査計画を策定し、計画に基づく検査の実施、また各水質検査項目の結果を監視し、安全な水道水の供給に努めてまいりたいと考えております。私からの答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 先ほどは大変申し訳ない失礼をいたしました。

改めて再質問に入ります。水道水のもう一つ安全性について気がかりなことがあります。

野生動物の糞尿による大腸菌の汚染についてです。登山ガイドブックや登山道の流水がある箇所では、この水は飲まないようにと注意を促す看板が見かけられました。

川上村の水道水は地下水から直に汲み上げているのと、表流水から取水している二通りあると聞いていますが、安全な水をどのように保ち、村民に届けているのか伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） 野生動物の糞尿の水道水の影響ですが、本村は山間部に位

置しており、周辺の野生動物の活動が水道水源に影響しやすい環境にあります。

その中で、鹿は人に病原菌を有するクリプトスポリジウム原虫に感染することが示されております。感染した鹿から排出されたフンが水道水源に混入することで人に被害を及ぼすことが考えられます。また野生動物は大腸菌や一般細菌にも関係してきます。

川上村の水道水源は湧水、地下水、表流水の3種類になっています。水質検査の結果から湧水と地下水につきましては、塩素消毒を行ない、水道水として供給しております。塩素消毒は大腸菌や 0157 などの病原微生物を殺菌消毒することもできます。

一方、クリプトスポリジウムは塩素消毒では死滅しないため、クリプトスポリジウム原虫の混入する恐れがある河川から直接取水している水源は、UF 膜でろ過を行った後塩素消毒を行なっております。UF 膜は水中の微粒子、細菌、ウイルス、高分子、有機物などを分離除去できるろ過膜の1種であり、クリプトスポリジウムを物理的に完全に除去捕捉できる水処理施設となっております。

また、今年度の各水源の水質検査は39項目を年1回、クリプトの検査を8回行い大腸菌などの各水質検査項目と合わせて監視しております。

水道水につきましては、塩素消毒やろ過を行ない適正に処理し、水質検査においても問題はございませんので、野生動物の水道水への影響はないものと考えております。以上となります。

○議長（由井秀樹君） 再々質問を許します。大西たま子さん。簡潔にお願いします。

○9番（大西たま子さん） それではまとめに入りたいと思います。PFAS も大腸菌など野生動物の細菌にも川上は対応して安全な水が供給されていることを伺い、たいへん安心いたしました。

そこで川上村にお願いですけれども、この佐久地域では小諸市御代田町、佐久市で半導体工場の製造地点があります。全国には256自治体366工場が存在していると聞きます。

経済産業大臣は、法律では使用禁止され、半導体工場では吸着効果がある活性炭で処理した上で排出されていると答えていますが、実際はいまだに半導体工場付近の河川から国が安全とする基準値の1L 50ngを超えるPFASが検出されていると聞いています。

川上村も企業誘致を検討されていると思いますが、源流を有する自治体として、下流域へきれいな水を流していける責任があると思います。

村の発展のためということから、このように水を汚すことのないよう慎重な姿勢で誘致を進めていただき、きれいな水を千曲川流域に届けていっていただきたいと願っています。

これで私の一般質問を終わりにいたします。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員 大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩とします。

（午前10時46分）

（休 憩）

（午前11時00分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号3 4番議員 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） よろしくお願ひします。4番議員 渡邊亜子です。

通告に従い、防災備蓄食料の管理と有効活用について質問いたします。

近年、地震や豪雨災害など大規模な自然災害が全国各地で発生しており、防災備蓄の重要性はますます高まっています。

本村においても、災害時に備え防災備蓄食料や飲料水が整備されていますが、備蓄は単に保有するだけでなく、いざというときに確実に活用できる状態で適切に管理、更新していくことが重要であると考えます。

また、近年は食品ロス削減が社会的な課題となっており、賞味期限が近づいた備蓄食料を防災意識の向上や食品ロス削減につなげる取り組みも各地で行われています。

そこで総務課長に質問します。まず1点目として、防災備蓄食料及び飲料水の管理、更新状況と、過去5年間の廃棄実績についてお聞きします。

次に2点目、賞味期限が近づいた備蓄食料等の有効活用についての考えを伺います。

次に街路灯、防犯灯の整備について総務課長に伺います。

私は令和5年12月の定例会において、村内の街路灯、防犯灯のLED化について質問いたしました。当時、村内には986灯の街路灯があり、その内444灯が水銀灯であるとの答弁がありました。

また、私も近隣自治体の状況を調査しLED化の必要性について提案してまいりました。前回の質問から2年半が経過しました。街路灯、防犯灯は地域の防犯や交通安全を支える大切な設備であり、老朽化への迅速な対応も求められています。

そこで通告に従い質問いたします。令和 5 年 12 月議会以降の街路灯・防犯灯の整備状況及び補助制度の利用状況についてお答えください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） それでは 1 項目目、防災備蓄食料の管理と有効利用についての答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは災害用備蓄品の購入についてお答えいたします。

食料品の備蓄ですけれども、令和 4 年度にはアルファ米（白米）50 袋入りを 15 箱、同じくアルファ米（わかめ）の 50 袋入りを 15 箱購入しております。

備蓄場所は役場、文化センター、ヘルシーパークにございます備蓄倉庫に、それぞれ 5 箱ずつを保管させていただいております。

令和 5 年度ですけれども、令和 5 年度は賞味期限 12 年の 500ml 入りの保存水 1 箱 24 本入りですけれども、これを 30 箱購入しております。こちらは役場の備蓄倉庫に保管しております。

令和 6 年度になりますと、令和 5 年度と同様の賞味期限 12 年の保存水 1 箱 24 本入りの 25 箱購入しております。

またこれとは別に賞味期限 10 年の保存水 500ml 1 箱 24 本入り 50 箱を購入しており、川端下に 5 箱、梓山 6 箱、秋山 6 箱、居倉 6 箱、大深山 6 箱、原 8 箱、御所平 8 箱、樋澤 5 箱というようなかたちで各公民館に保存させていただいております。

さらにはアルファ米白米とわかめをそれぞれ 2 箱ずつ、また、おにぎり 50 袋入り 2 箱をそれぞれ購入し、こちらはヘルシーパークの備蓄倉庫に保存しております。

令和 7 年度になりますと、アルファ米の白米とわかめをそれぞれ 30 箱購入し、2 箱から 6 箱になりますけれども、こちらもそれぞれの配分数はありますけれども、村内の 8 地区の公民館に、またおにぎり（わかめ）25 箱とパン缶詰ですけれども、こちらの 1 箱 200 人分入りを 30 箱購入しており、こちらも各公民館に 2 箱から 6 箱を保管させていただいております。

食料品以外では身の回りの感染症対策用品の消毒用アルコールやジェル、ハンドソープ、マスク等がございます。また生活用品としましては、毛布、敷マット、カイロ、オムツ等もございすし、電池ですとかストーブ等も一応備えております。

賞味期限切れ等によります廃棄となりますと、令和 4 年 10 月ですけれども、令和 4 年 10 月にはアルファ米 50 袋入り 40 箱を廃棄しております。

令和 6 年度ですけれども、4 月にソフトパンの 25 缶入 48 箱、8 月にはおにぎり 50 袋入り 23 箱、9 月に白がゆ 20 袋入り 57 箱、令和 7 年 3 月にはビスケット 20 袋入り 57 箱を廃棄しております。

保存水については、保存期限が過ぎたものをすぐに廃棄するのではなくて、トイレ等に使用できる場合を想定して、当面の間、通常に使用できる保存水とは別の形で保管をしていただいております。

いずれにいたしましても、本来は地域の皆様にお集まりいただきながら、賞味期限が間近い食料品の試食会ですとか、避難体験会等を開くべきですが、ここ数年は通常の廃棄を行っております。

今後は皆様に避難時の備蓄食料の試食をしていただくことも考慮してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 過去にかなりの量の廃棄があったとのことですが、廃棄にお金がかかっているわけですよね。確かに管理の難しさもあるのは感じています。

私も備蓄品の状況を見させていただきましたけれど、村には防災倉庫もあり、公民館もあり、多くの備蓄品を管理しておられると思います。

期限管理や更新作業には大変な御苦労があるのではないかと感じております。だからこそ職員の皆様の負担を減らすためにも、期限が近づいた段階で防災訓練や地域活動、福祉関係団体などへ活用できるような流れをあらかじめ決めておくことも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 先ほど私の方から申しましたが、議員のおっしゃっており、今後はそういった福祉ですとか避難訓練の際ですとか、後はそういったものを召し上がっていただいて、どんな形かということも体験していただくように、お配りするとかそういった会を開いていければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再々質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 前向きに御検討いただけるとのことです。安心していただきました。

ちょっと私も調べたところ、近隣の2箇所の町村を伺いましたところ、更新期限を迎えた備蓄食料を避難訓練で配布したり、フードバンクへ提供したりしているということです。

そしてもう1箇所の町は、各公民館が主に管理していて、後自治体の方はそれに従って少し管理しているみたいな話だったですね。本村でも社協や各地区の皆さんと連携しながら有効活用を進めていっていただきたいと思います。

そして最後ですが、行政による防災備蓄は大変重要ですが、それだけに頼る

のではなく、住民ひとりひとりが最低3日間は自力で生き抜く備えをすることが自助の基本であると思います。

そして川上村には地域のつながりが強く、何かあれば声をかけ合い、助け合える共助の力もあります。更新時期を迎える備蓄食料を防災訓練や地域活動で活用することは、食品ロス削減につながるだけではなく、住民の皆さんが防災を身近に考えるきっかけにもなると思います。

また、備蓄食料は量を多く確保するだけではなく、適切に管理し有効に活用していくことも大切ではないでしょうか。行政だけではなく社協や各地区の皆さんと協力しながら、備蓄食料を無駄なく活かす仕組みづくりを進めていただきたいと思います。是非前向きに御検討いただくようお願いし、私の1つ目の質問は終わります。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子議員の1項目目の防災備蓄食料の管理と有効利用について的一般質問を終結します。

2項目目、街路灯、防犯灯の整備について答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） それでは街路灯防、犯灯の整備についてお答えいたします。

令和5年の12月議会で議員から質問がありましたけれども、その後の状況についてお話をさせていただきます。

通学路の街路灯につきましては、当時も申し上げましたけれども、通学路LED化事業といたしまして、村が実施しております。

各地区の街路灯につきましては、新規設置の場合は7割、修繕の場合は5割を各地区へ補助してきております。

まず令和6年度ですけれども、こちらについては通学路LED化整備事業では御所平黒沢橋から本郷橋の間20台を整備しました。

各地区の修繕街路灯の状況ですけれども、新設は原地区が1灯、樋澤地区2灯となっております。修繕は各地区で31灯ございました。

続きまして令和7年度を申し上げますと、通学路LED化整備事業では御所平本郷橋から中学校、赤顔橋を経て大深山通学路までの37台を整備いたしました。

各地区の修繕街路灯の状況ですけれども、新設が大深山地区1灯、樋澤地区2灯となっております。修繕は各地区で25灯ございました。このように今まで水銀灯であったものからLEDへ更新が進められてきております。

今年の令和8年度の計画ですけれども、こちらの通学路LED化事業ですけれども、こちらは大深山通学路の残りの16台を予定しております。

各地からの修繕ですけれども、今後申請いただきながら順次更新されていくもの

と思っております。

また、これからの計画ですけれども、居倉地区におきまして、大規模に街路灯の修繕を予定しておるとお聞きしています。状況によっては村の当初予算では足りないということが見込まれますので、今後増額になるということで、また補正予算で増額をお願いすることも予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

現在、村で把握しております村内の街路灯は 986 灯、先ほど議員おっしゃられたように 986 灯となっておりますけれども、LED 照明の街路灯になっているものは今 133 台ということで把握しております。

LED 化はまだまだこれから進んでいかなければいけないと思っていますので、各地区の諸事情はありますけれども、先ほど申し上げました居倉地区のように、各地区で積極的に切り替えを進めていただければと思っています。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） ただいまの答弁を踏まえて伺います。私自身、村内の街路灯を見て回る中で、村が管理している街路灯でも昼間に点灯したままのものや切れたままのものがあると確認しております。こうした不具合のある街路灯について村ではどのように把握し、対応しているのでしょうか。

また、2027 年までの川上村総合計画では防犯灯台帳を基に、設置状況を確認し、各地区と協議の上、修繕や増設を含めた検討を行うとされています。今年 2026 年ですので、あと 1 年ですね。それで現在、各地区とはどのような形で協議が進められているのでしょうか。あわせて各地区から寄せられている要望や課題について、把握している内容があればお聞かせください。

あと先ほど、居倉の LED の大規模な設置というのを私も調べたのですが、毎年村では 50 万の予算が街路灯の設置に補助金で計上されていると思うのですが、今回居倉の場合はちょっと桁違いの金額になってきますよね。

そして後 2027 年までに水俣条約で水銀灯と蛍光灯の製造がなくなります。そうするとまた LED の需要も増えるし、今回のホルムズ海峡のような突発的な事件が起きますと、いろいろなところに費用の面でひずみが生じてくると思うのです。

1 年間に 50 万円の予算は今までたぶんこの設置状況から見ると全然使い切ってなかったのですが、前回の質問の時に、行政連絡員会議でもうちょっと 2027 年に水銀灯蛍光灯がなくなるということを踏まえて、もうちょっと LED 化を加速させてくださいという質問を私はしたと思うのですが、その後、行政連絡員会議でも、特に LED を加速して急いでやってくださいというような説明はなかったとのことで

すが、その点についてお伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 御質問にお答えさせていただきます。LED 化の関係ですけれども、こちらは各地区に春と秋にあります行政連絡委員会議の方ではそういった事業がありますというような説明をさせていただいています。ただ、積極的にかというと、そこは説明にとどまっているところがありますので、一応事業として、先ほど言いましたように新設だと 7 割、修繕は 5 割ということで、その分だけ補助がありますよという話はさせていただいております。

後その対応の中では、毎回は言っていないかもしれませんが、当然電気の消費量が違ってきますので、そこで今かかっている電気代が、前回の議員もおっしゃっていましたが、原地区ですとか御所平地区はかなりの数字の電気代が高騰していますので、そのところが費用負担が重荷になっているというような話を聞いていますので、そういったところもありますので、今度 w 数が減ってくると、その辺の費用もだいぶ少なくて済むのかなというところは伝えているつもりであります。

ただその中で、各地区ともに大規模的にやっていただくというようなことがなかなか今進んでないような状況ですので、また今後ともお願いをしていきたいと思っています。

先ほどおっしゃったように居倉地区が大規模的にやるというような話がある中では、その予算が 50 万円では足りないということがありますので、またその辺は地区の要望をお聞きしながら、皆様にまたお願いしていくということになると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4 番（渡邊亜子さん） 今までやってこなかったことが 50 万円の予算でもうちょっと LED 化を加速させるようにという指示とかアドバイスがなかったことで、ここにきて一気に何百万単位の予算がたぶん村から上がってくると思うのですが、LED の新設でないのか、多分半額で 100 万円以上上がってきますよね。

そして居倉を皮切りに他の地区も見直すようになると、また 8 地区全部でそういう状況が出ると思うのです。そのたびにちゃんと予算は 1/2 出していただけののでしょうか。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） 村の事情もございますけれども、基本的にはそれは出してい

かなければいけないということでお願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） もう1つ、先ほど言いました村が管理している電灯ですけど、埋沢とか樋澤が入ってくる時にすごく寂れた村みたいに見えるのですよね。そういうイメージもありますので、村が管理しているところを早急に整備をお願いしたいと思います。

そして締めですけど、私たちが普段何気なく目にしている街路灯・防犯灯ですが、夜になると地域を見守り、私たちの暮らしを支元から支えてくれるなくてはならない大切な存在です。

また、夜道を明るく照らすことは防犯対策だけではなく、交通事故の防止にもつながります。川上村では鹿などの野生動物との接触事故も多く発生しており、早期発見という面からも街路灯の役割はかなり大きいと思います。

私自身、夜に樋澤、埋沢方面から村へ入ってくる際や、新しく整備された左岸道路を通る際にとっても暗く感じる場合があります。もう少し明るさがあれば、交通安全や防犯面の向上はもちろん、村全体がより明るく活気のある印象になるのではないかと考えています。

村の玄関口でもありますので、防犯や交通安全面はもとより川上村の印象という点からも計画的な整備が大切ではないでしょうか。村内が明るく、皆さんが安心して暮らせる環境を維持するため、各地区と連携しながらLED化を含めた計画的な整備を早急に進めていただくことをお願いして、私の質問は終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番議員 渡邊亜子さんの一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号4 1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 過日通告した1点の質問をいたします。以前、大深山考古館の老朽化に伴う解体をしないのかお伺いしましたが、古い建物なのでアスベストを使っている可能性等があるため調査が必要と伺っていましたが、調査結果と今後解体するのかを伺います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 1番議員さんの大深山考古館の解体についての質問にお答えをいたします。

まず大深山考古館の経過についてでございます。大深山考古館は昭和30年代に、地元大深山の方々が中心となって、発掘調査を行なった大深山遺跡からの出土品を展示する施設として、昭和42年11月に竣工し、昭和43年4月から開館というこ

とになっております。

発掘調査中から地元の方々を中心に保存と活用を推進していただいた成果でありまして、開館後も地元の方に管理を委託するなどして、遺跡、考古館とも多くの見学者に訪れていただきました。

しかし平成 11 年に管理も大変ということで川上村文化センターの方に収蔵品を移動しまして、2 階の展示室で展示を行ない、収蔵庫で保管をするようになっております。現在考古館は建物のみということでございます。

収蔵品の移動以降、後利用も検討してきましたが、建設から 50 年以上が経過をしておりますして、解体を前提に検討をすることになりました。

そして令和 5 年に解体にかかる経費などについて調査を行なっています。調査の結果ですが、壁材等にアスベストが含有することが分かっております。この時点ではありますが、解体や廃棄処分に 1,485 万円ほどが必要だということが試算されております。

この調査結果を得まして、協議を行いまして、多額の費用がかかること、破壊しない限りアスベストの危険性が伴わないこと、緊急性を要さないということから、直ちに実施するのではなくて、現在は時期を見て解体するとの方針となっています。

今後にも必要に応じて、地元とも相談をさせていただきながら、解体の時期を見て行きたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。中嶋治樹君。

○1 番（中嶋治樹君） 令和 5 年に調査してもらった結果、外壁等にアスベストが使われているということで、解体費用等もかかるということで、今すぐには解体には至らないようですが、もし地震や災害で倒壊した場合なんかには、アスベストが飛散して、近隣住民等には被害が予想されますが、その辺は大深山の区や近隣住民の方に事前にこういう状況ということを説明する必要があるかと思いますが、現時点ではその辺はどうなっているのかお伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 地元の方と改めてこういうことだということは、調整していない段階ではありますけれども、区長さんとかの立ち話の中ではどうなったんだというようなことも聞かれましたので、アスベストが入っていて大変だと、大きな金額がかかるのでしばらく解体はしないと、解体しなければアスベストは飛散しないというようなことをちょっとお話はさせていただいています。

今ご指摘をいただきましたので、今後アスベストがあるというようなことを周知

していく必要があるかと思しますので、心がけていきたいと考えております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 注意喚起については、公民館等も避難場所になっていると思いますので、あそこを災害や地震があった時とかには通過すると思います。もしその時点で考古館とかが倒壊していれば、アスベストの飛散によって二次被害等が出る可能性がありますので、その辺の周知もよろしくお願いします。

それと、分かる範囲でいいので村内所有の古い建物等がアスベストを使っている可能性があるような建物が他にもあるのかを伺いたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 一般論的なことになってしまいますけれども、アスベストが使用禁止されたのは 2000 年の初めぐらいですので、それ以前の建物については入っている可能性は強いかと思います。

それと、この大深山の考古館が建設された当時は比較的壁材に使われたことも多いというふうに調べた中では聞いていますので、村にそういった年代のものがあれば含まれている可能性はあると思いますけれども、具体的な数値とかそういったことは把握していませんので、というか私としても教育振興課として把握するのかどうかということもありますので、関係機関等も調整しながら把握していく必要はあるかと思っていますので、お願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 教育振興課の管理以外のものもあると思いますが、その辺は村の中で課長会議等の中でも全員が把握できるような体制をとってもらって、万が一倒壊したときに、使用されているようなものがある所は把握して、二次被害が出ないような体制を取ってもらえればと思います。

役場はそういう古い建物もいくつかあると思いますが、ほったらかしにせず、維持管理をしっかりとしてもらいながら、時期が来たり予算が取れたら解体したり、別の使用方法を考えてもらって適切に管理してもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の一般質問を終わります。

散 会

○議長（由井秀樹君） これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

なおこの後、常任委員会を開催しますので、委員会室へお集まりください。

大変御苦勞様でした。

(午前 11 時 31 分)

令和 8 年川上村議会第 2 回定例会（最終日）

令和 8 年 6 月 19 日

（開会 10 時 00 分）

○議長（由井秀樹君） 皆さんおはようございます。定刻になりました。

本日は全員の出席を得ております。

これから本日の会議を開きます。

日程第 13 議第 39 号 川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 39 号 川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 39 号 川上村議会議員及び川上村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 14 議第 40 号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 14 議第 40 号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 40 号 川上村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 15 議第 41 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 15 議第 41 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 41 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 16 議第 42 号 川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 42 号 川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 42 号 川上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 17 議第 43 号 御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 43 号 御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 43 号 御所平辺地及び樋沢辺地に係る総合整備計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 18 議第 44 号 令和 8 年度川上村一般会計第 2 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 44 号 令和 8 年度川上村一般会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。9 番 大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 22 頁の教育費についてです。1 目中学校管理費についてですが、ここの補正額が 912 万 1,000 円とマイナスの補正になっております。この説明書を見ると、給料となっていて、フルタイム任用職員の給料、臨時的任用職員給料がマイナスになっておりますけれども、多分説明があったかもしれませんが、ちょっと何もメモが書いてなかったもので、質問させていただきます。

この 2 名の方の給料が要らなくなったということは、どういうことなのか。また説明をお願いいたします。

それとこの方たちの代用の職員はどうなっているのか。代わりの人が入っているのかどうか、それとも予算的に何かあったのかどうか、その辺もあわせて説明をお願いいたします。以上です

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 今の質問にお答えをさせていただきます。実際、昨年度に比べて一人減っております。ちょっと名前は忘れてしまいましたが、保健の関係の臨時的な職員の方、昨年一年間ですけれども、本人の希望があってもっと違う所で働きたいと希望があったものですから、3 月末にそういう意思表示があっ

たものですから、補充することなく、新しい方もちょっと見つけることは不可能ということでありますし、中学校の方でも何とかできそうだというようなこともありますので、実質、人数を減らして今年度は運営していくということであります。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 今説明を受けた保健関係の方は3月で辞められたということで何とかなるということは理解しましたがけれども、臨時的任用職員の給与というのはどちらの方になるのか、その辺詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 多分、講師の方の給与だと思いますけれども、年齢が若くなったりいろいろした関係で、人数的には同じでありますけれども、給与の高い方から異動があって、低い方へ変わった分の差額ではないかと思います。人数的には変わってないはずですよ。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） はい分かりました。ありがとうございます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で9番議員 大西たま子さんの質疑を終結します。

他に質疑ございませんか。6番 井出光君。

○6番（井出 光君） 11頁の11節の役務費ですけれども、信毎とSBCからの取材料が入って、その分をコマーシャルを出したという話ですけれども、この経緯（いきさつ）を教えてほしいのですけれども、お金を払うから取材させてくれという申し込みがあったのか、それに対して逆に広告も出してくださいと向こうから言ってきたのか、こちらから広告を出しますという話になったのか。

後広告のテレビだと時間と回数、新聞だとどのくらいの大きさの広告を出したのか、その辺を教えてください。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 10年前の時もそうだったのですけれども、信毎の広告は全面カラー刷りが一枚です。SBCの放送の回数はちょっと把握しておりません。それで、協賛してほしいというふうにこちらからお願いしまして、負担金をいただくという話に持っていったところ、先方の方からそれでは広告と広告代をいただきたいというふうになりました。以上です。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 趣旨が協賛ということであれば広告を出す必要もないと思うので

すけれど、これだといってこいで、何のプラスもないという勘定ですけれども、もともとそういう話だったのですかね。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） そのとおりです。最初からそういう協賛と相殺する予定でした。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で6番議員 井出光君の質疑を終結します。

他に質疑ございませんか。4番 渡邊亜子議員。

○4番（渡邊亜子さん） お願いします。今の予算書11頁の11節12節については、先日説明があったと思うのですが、8節の旅費、普通旅費について24万6,000円の説明がなかったようですけれど、当初予算では普通旅費が32万2,000円計上されていて、今回さらに24万6,000円の補正が計上されています。この増額が必要となった理由とどのような業務にかかる旅費なのか伺いたします。

○議長（由井秀樹君） 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 説明不足で申し訳ありませんでした。こちらは鳥取県にあります鳥取市と岩見町に企業誘致の関係とサテライトオフィス、お試し住宅、後、宇宙観光施設等の視察と兼ねて3名分を予定しております。

説明不足で申し訳ありませんでした。以上です。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 結構重要な旅費だと思うのですが、しっかり説明していただかないと分からないのでお願いします。

そして最近国や自治体でも旅費制度の見直しが進められており、そうした中で当初予算と合わせると57万円になるのですね。決して少ない金額ではないと思います。職員の皆さんも村のために必要な調査や出張されていると思いますので、今後も交通手段や宿泊先など充分検討していただきながら、出張で得た情報や成果についても、職員で共有し、是非、村の取り組みに生かしていただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 説明不足で申し訳ありませんでした。今後は細かく説明して行きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 4番 渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 関連の要望ですけれどよろしいでしょうか。

○議長（由井秀樹君） どうぞ。

○4番（渡邊亜子さん） 私の意見として述べさせていただきます。今回の補正で普通の旅費を追加するということです、当初予算にある30万円の人口減少対策プロジェクトに関する調査研修旅費についても、その使い方や成果をしっかりと見ていく必要があると思います。

人口減少対策は本村にとって大変重要な課題ですので、調査や研修で得た情報が今後の村の取り組みにどのように活かされていくのか期待しております。

また今回の補正予算に係る費用につきましても、どのような成果があったのか機会がありましたら議会へ報告していただきますよう要望して、質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で4番 渡邊亜子さんの質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。6番 井出光君。

○6番（井出 光君） 予算書だと特に数字的なものはないのですが、佐久医療センターの運営補助金が、医療負担金に変わったという形になっているのですが、診療所の先生が2名から1名に減ったと思うのですよね。

それによって患者村民がだいぶ迷惑していると思うのですが、減ったのは医療費削減なのか、それとも佐久病院の方の医者的人数がいなくて派遣できないのか。減ったことによって、どれだけ困っている人が出ているか、その辺ちょっと診療所で分かったら教えてください。

私なんかも予約10分前ぐらいに行って、診察を受けるのはそれから1時間ぐらい待たないとできない。予約で行ってもね。

それで見ていると80代前後のお年寄りみんな疲れた顔して1時間以上待っているのですよ。その辺の不便さを感じると、医者を1人減らしたことによる不便さが、どれだけ村民に負担をかけているか。場合によっては金銭的な問題であればもう1回考え直してほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） まずその予算書の負担金の部分は16頁、17頁の部分かと思いますが、これは3月補正の時にも同じような補正がありまして、科目の訂正をさせていただいているということで、今回は今、予算の振替をしている状態です。

内容的には佐久医療センター、佐久広域地域医療運営負担金のところですが、佐久広域の中核病院の運営費に充てるものでありますが、内容的には佐久医療センターに充てられると理解しております。

またその診療所のドクターの話ですが、人数は基本的に2診体制でやって

おりまして、担当の医者は変わるのですが、1日2人もしくは1人のお医者さんが常時いて、体制的には去年とは変わっていないと私は理解していますけれども、ただお医者さんの入れ替わりはありまして、2人が去年とは変わっております。

また診療所長が矢藤ドクターから伊藤ドクターに変わっているという入れ替わりはありますけれども、体制的には変わっていないと理解していますけれど、お願いします。

○議長（由井秀樹君） 6番 井出光君。

○6番（井出 光君） 私の感覚では4月から曜日によって2人いた先生が1人になってしまったというのがあると思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（由井秀樹君） 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） はい、ちょっとすみません。後ほど確認して、お伝えさせていただきますてもよろしいでしょうか。すみません。

○議長（由井秀樹君） 井出議員、よろしいですか。はい。それではこれは確認を待つということをお願いしたいと思います。

以上で6番議員 井出光君の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第44号 令和8年度川上村一般会計第2回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第23 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第23 陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 川上真人君。

○社会文教委員長（川上真人君）＝陳情第2号報告＝

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、社会文教委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第2号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

**日程第24 陳情第3号 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への
不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 日程第24 陳情第3号 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情を議題といたします。

本陳情については総務経済委員会に付託されておりますので、その審査結果を総務経済委員長から報告を求めます。総務経済委員長 古原和哉君。

○総務経済委員長（古原和哉君）＝陳情第3号報告＝

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、総務経済委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第3号 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 小海分院への不採算地区医療体制維持に係る財政支援を求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

日程第 25 陳情第 4 号 OTC 類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情

○議長（由井秀樹君） 日程第 25 陳情第 4 号 OTC 類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情を議題といたします。本陳情については総務経済委員会に付託されておりますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 川上真人君。

○社会文教委員長（川上真人君） ＝陳情第 4 号報告＝

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、社会文教委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第 4 号 OTC 類似薬の追加負担を行わないことを求める陳情について、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定いたしました。

ここで 10 時 45 分まで休憩といたします。

（午前 10 時 33 分）

（休 憩）

（午前 10 時 45 分）

○議長（由井秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで由井保健福祉課長より発言がありますので、それを許可します。

由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井英敏君） 先ほどの診療所の医師の体制について、先ほど私の説明に間違いがありましたので、訂正させていただきます。お願いします。

月曜日だけですが、去年は 2 診でやっておりましたけれども、月曜日はお医者さんは 2 名出勤はするのですけれども、1 人は往診に出る体制になっておりまして、診療所の中の診察は月曜日は 1 人でやっているということで、去年とはその部分が違っております。

基本的には 30 分に 3 人、3 枠ということで予約を取っております。プラス急患があった場合に備えて 4 枠入るときもあります。そういうことで、急患が入ったりし

た時に待ち時間が長くなるかもしれません。

また、曜日によって先生たちの個人個人の診察の丁寧さとか速さといいますか、そういったところで人によってかなり差があるということで聞いております。

また、曜日によってもかなり空いている曜日と混んでいる曜日があるという状況になっております。以上です。

○議長（由井秀樹君） それでは由井保健福祉課長の発言を終結します。

ここでお諮りします。追加第1号として

日程第1 議第49号 令和7年度道路メンテナンス事業 横沢橋補修工事変更請負
契約の締結について

日程第2 議第50号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について

日程第3 議第51号 川上村農業委員会委員の任命・同意について

日程第4 委員会の議会閉会中の継続審査の件

を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることと決定いたしました。

**追加日程第1 議第49号 令和7年度道路メンテナンス事業 横沢橋補修工事変更請負
契約の締結について**

○議長（由井秀樹君） 追加日程第1 議第49号 令和7年度道路メンテナンス事業 横
沢橋補修工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。
加藤建設課長。

○建設課長（加藤明男君） ＝議第49号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。

議第49号 令和7年度道路メンテナンス事業 横沢橋補修工事変更請負契約の
締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 議第50号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第2 議第50号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意についてを議題といたします。説明を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第50号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第50号 川上村固定資産評価審査委員会委員の選任・同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員です。したがって、川上村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

追加日程第3 議第51号 川上村農業委員会委員の任命・同意について

○議長（由井秀樹君） 追加日程第3 議第51号 川上村農業委員会委員の任命・同意についてを議題といたします。説明を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） =議第51号説明=

○議長（由井秀樹君） 続けて質疑に入ります。

（質疑なし）

質疑を打ち切り、討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決を行います。この採決は起立によって行います。

議第51号 川上村農業委員会委員の任命・同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員です。したがって、川上村農業委員会委員の任命・同意については、同意することに決定いたしました。

追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件

○議長（由井秀樹君） 追加日程第4 委員会の議会閉会中の継続調査の件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定いたしました。

閉 会

○議長（由井秀樹君） 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和8年第2回定例会を閉会といたします。

御苦労様でした。

（閉会 11時02分）

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番